

令和7年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
栄	1	市南西部における小中学生が硬式野球ができる環境の提供に向けた調査	1 金井第二遊水地整備工事の施工状況等に係る神奈川県との情報共有 2 市域等におけるスポーツに係る施設状況の把握 3 所管局課、関連局課及び提案区による、継続的な情報共有の実施	にぎわいスポーツ文化局	○
栄	2	地域主導による地域交通への支援策策定	地域交通の充実に資する経済的及び制度的支援策策定、施行	都市整備局	○
栄	3	円海山周辺緑地の利用実態を踏まえた魅力づくりの検討	市内最大級の緑地・円海山周辺緑地について令和5年度までに実施した利用実態調査を踏まえた魅力づくりを実施	みどり環境局	○
栄	4	いたち川のみどり再生による「自然との共生」の再発信	1 樹木診断及び台帳の整備 2 1に基づく整枝剪定等の実施 3 桜並木の再生	下水道河川局	○
				道路局	○
				みどり環境局	△
栄	5	感震ブレーカー設置推進事業の見直し	自治会・町内会・マンション管理組合向けの感震ブレーカー助成を廃止し、個人向け感震ブレーカーの助成制度を18区へ展開	総務局	○
栄	6	高齢者支援における危機介入に係る区局による対応検討の推進	1 各区における行政の危機介入(安否確認)として対応が必要なケースについて、対応事例の積み上げと共通点の洗い出し 2 区役所が担うべき、リスクマネジメントにおいて求められる役割の洗い出しと整理 3 上記1～2について、区局による協議の場の立ち上げと検討の推進 4 検討会の成果物として、洗い出した事例を集約し、「対応における留意点」等も盛り込み事例集としてまとめ、区役所の対応の底上げを目指す	健康福祉局	—

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	にぎわいスポーツ文化局	栄区	区政推進課
		担当者名	眞柄、森
		共通区	TEL 894-8161 戸塚区

継続年数	2年
------	----

提案種別	項	目
番号	1	市南西部における小中学生が硬式野球ができる環境の提供に向けた調査

◇地域の課題、基礎データ等

- 本市南西部における硬式野球ができる環境については、「令和6年予算編成に向けた区提案反映制度調書」の番号4（市南西部における小中学生が硬式野球ができる環境の提供に向けた調査）にて、【施設数が十分ではない状況で新たに別の施設を探す必要が生じている】と整理されています。
- 上述の区提案反映制度調書では、①市南西部における対応方針の検証、②将来的な硬式野球場の確保策として「栄区金井町に整備される金井第二遊水地の上部（底盤）利用」も含め検討と提案され、対応するとされています。
- 令和6年度～令和9年度以降における所管局課、関連局課及び提案区の役割が関係課長会で整理されています。
- 金井第二遊水地整備工事はR13年度完工となっていますが、河川近傍での整備という施設設計及び土木工事に係る様々なリスクへの対応が求められることの多い特徴を踏まえ、県の工事や市域等における類似施設に係る状況の把握は、今後の当該遊水地の上部利用に係る様々な検討を行う上で必要な事項となります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 その他（議員団からの要望（戸塚区））

◇区民からの具体的な要望

- 硬式野球ができる場所を確保できず、県外まで遠征していることがあるため、市内にもっと整備してほしい。
- 地域の子供が伸び伸びと運動でき、地域の運動会やお祭りが開催可能な広場も整備してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- R5年度より神奈川県が整備に着手している栄区内の金井第二遊水地の上部利用について、本市としての利用意向を書面で県に提出済。【財政局】
- 神奈川県からは、市が行う上部利用ができる最低限の施工は可能だが、利用における細部の整備等は遊水地の機能を損なわない範囲で、本市が行い管理することを議員団会議（R5年度6/8, 6/12）の場で神奈川県から回答済。
- 硬式野球ができる場の具体的な調整において、どの局が整備や管理主体を担うかなど関係局との調整を実施。

◇提案内容・概算額等

- 金井第二遊水地整備工事の施工状況等に係る神奈川県との情報共有
【下水道河川局河川企画課、戸塚区、栄区】
- 市域等におけるスポーツに係る施設状況の把握
【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、みどり環境局戦略企画課、戸塚区、栄区】
- 所管局課、関連局課及び提案区による、継続的な情報共有の実施
【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、みどり環境局戦略企画課、下水道河川局河川企画課、戸塚区、栄区】

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
------	--------------------

◆局回答内容

にぎわいスポーツ文化局	スポーツ振興課	
担当者名	赤崎、呉	TEL 671-3583

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>市域等におけるスポーツに係る施設状況を把握します。また、所管局課、関連局課及び提案区による、継続的な情報共有の実施します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局	栄区	区政推進課						
		担当者名 共通区	真柄、森 TEL 16区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、瀬谷区）						
		継続年数	新規						
<table border="1"> <tr> <td>提案種別</td> </tr> <tr> <td>予算・制度関連</td> </tr> </table>		提案種別	予算・制度関連	<table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>項目</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地域主導による地域交通への支援策策定</td> </tr> </table>		番号	項目	2	地域主導による地域交通への支援策策定
提案種別									
予算・制度関連									
番号	項目								
2	地域主導による地域交通への支援策策定								
◇地域の課題、基礎データ等									
<p>1 働き方改革関連法（改正労働基準法）が2024年4月に施行されたことを受けて、全国的にも報道がなされたバスの減便が課題として顕在化しています。</p> <p>2 地域内における買い物等の日常の移動手段について、高齢化の進行等に伴い、住民等の主体による移動サービスの運行を開始する事例が確認されています。このような、移動サービスは、近隣に立地する社会福祉法人等との協力により独自に運行を始めるなどの事例が市域の内外を問わず確認されています。（白ナンバー、無償運行）</p> <p>3 今後の高齢化の進行を踏まえると、益々日常の移動手段確保は大きな課題となるものと予測され、地域交通の導入、運行状況（頻度、範囲）及び認知度向上等の利便性向上策及び利用促進策を講じる必要があります。</p>									
◇地域ニーズ等の収集手段									
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）)									
◇区民からの具体的な要望									
細やかな交通手段の確保、交通利便性の改善									
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。									
<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープラン 栄区プラン 栄区まちづくり方針 まちづくりの目標2 ・横浜市中期計画2022-2025 テーマ03 戦略5 政策28 主な施策1 									
◇提案内容・概算額等									
地域交通の充実に資する経済的及び制度的支援策策定、施行 【都市整備局都市交通課】 (支援策等の例示) ・経費（車両、運行）への助成 ・認知度・利用促進等の検討に対する支援（関係者との調整支援）									
◇参考：区執行体制上の課題									
現行の体制で対応									
◇所管局									
所管局課	都市整備局都市交通課								

◆局回答内容

都市整備局	都市交通課
担当者名 寺岡	TEL 671-3800

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度を創設し、地域主体による地域交通への支援内容の拡充を図ります。令和7年度からの運用開始に向け、予算計上をしています。実施にあたっては、区と連携して進めていきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	みどり環境局	栄区	区政推進課
		担当者名	山口、大辻 TEL 894-8161
共通区		3区（港南区、磯子区、金沢区）	

提案種別	継続年数
制度関連	3年

番号	項目
3	円海山周辺緑地の利用実態を踏まえた魅力づくりの検討

◇地域の課題、基礎データ等

栄区の南東部には、横浜市緑の10大拠点の一つである市内最大級の緑地・円海山周辺緑地があり、区民に親しまれています（※1）。横浜市都市計画マスター・プラン栄区プランにおいても、良好な緑地や水辺を区の魅力に位置づけ、その発信に取り組んでいますが、緑地の保全活動をしている団体の高齢化や緑地周辺地域の人口減少などの課題があり、さらなる魅力発信の取組により、市民と緑の関わりを増やすことが求められます。

一方で、森を活用した魅力づくり及び発信においては、単なる観光振興ではなく、緑地保全の観点や利用者のマナー啓発等を含め、持続可能性に配慮した取組を行う必要があるため、より効果的で適切な取組を実施するために円海山周辺緑地の利用者のニーズ等の調査結果を把握、分析したうえで、魅力を発信していく必要があります。

（※1）令和5年度区民意識調査における緑地と水辺環境の満足度：79.6%

◇地域ニーズ等の収集手段

- | | | | |
|--------------|--------------|---------------|------------|
| ■ 1 日常の窓口対応等 | ■ 2 市民からの提案等 | □ 3 地区担当制 | □ 4 地域懇談会等 |
| □ 5 区民アンケート | □ 6 区民要望 | □ 7 関係団体からの要望 | （） |
| □ 8 その他（） | | | |

◇区民からの具体的な要望

- ・栄区の魅力を高めるために森を活用してほしい。
- ・ハイキングコースに休憩できる場所を整備してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 令和6年度栄区運営方針 施策「いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり」
- 横浜市都市計画マスター・プラン栄区プラン まちづくりの基本理念「次世代に継承する緑豊かな生活文化都市」－まちづくりの目標3「自然に囲まれた生活ができるまちづくり」
- 区実施事業抜粋
 - ①小学生向け自然体験教室 ②さかえグリーンサポーター制度の創設運用（企業団体と愛護会等のマッチングによる環境活動団体の支援） ③環境活動団体の交流会 ④広報よこはま、地域情報誌等への記事掲載 ⑤利用実態調査（R4年度秋冬、R5年度春夏） ⑥デジタルコンテンツの作成

◇提案内容・概算額等

市内最大級の緑地である円海山周辺緑地をまちの魅力ととらえ、その魅力に新規住民や来街者が集うことで、まちや緑地の持続可能性を高める事業を中長期的に実施する必要があります。そこで、緑地の魅力づくり及び発信の取組を検討するために令和4、5年度に区で実施した実態調査及び分析の結果をもとに、令和6年度に区局で検討した魅力づくりの方向性に沿って、令和7年度から区局で連携して具体的な取組を検討・実施します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	みどり環境局環境活動事業課
------	---------------

◆局回答内容

担当者名	みどり環境局	環境活動事業課
田代（環境活動事業課） 河野（公園緑地事業課） 北村（南部公園緑地事務所） 今村（戦略企画課）	TEL 671-2624 671-3534 831-8484 671-4214	

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>局内関係課とともに、引き続き円海山周辺の緑地の活用・魅力づくりの方向性や事業の推進について、区局で連携していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	下水道河川局、道路局、みどり環境局			栄区	栄土木事務所	
担当者名	森松		TEL	895-1411		
共通区						
提案種別		継続年数		新規		
予算関連						
番号	項目					
4	いたち川のみどり再生による「自然との共生」の再発信					
◇地域の課題、基礎データ等						
【地域の課題】 栄区には、市内における多自然川づくりを代表する「いたち川」が流れています。 いたち川は、親水拠点が数多くあり、河川管理用通路（いたち川プロムナード）には桜やケヤキ等が植えられ、「みどり豊かな水辺空間」が形成されているのが特徴です。水辺愛護会の活動も活発であり、親水拠点で遊ぶ子供からプロムナードを通行する大人まで、幅広い年齢層の方々の憩いの場となっています。 一方、いたち川の河川改修工事は、昭和45年から着手し既に50年以上が経過しており、河川管理用通路等に植えられた樹木が過高木となっています。そのため、近年は倒木や落枝などが継続して発生し、令和6年度にはわずか2か月の間に4回もの倒木が発生する等、地域の方や登下校中の児童等、利用者の安全を脅かす事態が生じています。また、いたち川沿いの桜については老朽化に伴う倒木を未然に防ぐため、令和6年1月に大規模な伐採をしており、区民が親しみいたち川のみどり豊かな自然に触れる機会が、減少しつつあります。						
【基礎データ】 いたち川の流路延長：9.0km（河川管理用通路の一部は通学路に指定されています。）						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）)						
◇区民からの具体的な要望						
<ul style="list-style-type: none"> 先日の雨風では、いたち川沿いの木が倒れフェンス（転落防止柵）が倒されました。（近隣住民からも、このような事態が生じないよう、適切な維持管理を要請されています） 川側に倒れたので人的被害はありませんでしたが、家や歩行者が通行する方へ倒れた場合の被害は甚大です。もうすぐ台風の時期になりますので、木が倒れ人や家や車を下敷きにする前に、早急に対応をお願いします。 						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。						
<ul style="list-style-type: none"> 川沿いを通行される方の安全性を確保するため、枯れ枝、折れ枝の除去を最優先に、樹木の剪定を行いました。 また、生育環境（植樹帯の幅や住宅の張り付き、車道など）に応じて、樹木の高さや枝張りを小さくするような剪定にも取り掛かっています。 引き続き、いたち川沿いを通行される方やお住いの方々への安全対策を進めてまいります。 						
◇提案内容・概算額等						
<ul style="list-style-type: none"> 河道や護岸等については、年一回の河川点検により計画的に補修等対策を行い治水機能は維持できています。しかしながら、多自然川づくりとして整備したいたち川においては、樹木の老朽化や高木化等により、今までの維持管理では「多自然」としての質を維持することが難しくなっています。いたち川の樹木の質を向上させることで、市民が緑に触れ親しむ機会を創出します。 						
①河川区域内樹木の樹木診断及び台帳の整備 【下水道河川局河川事業課】 ②①に基づく整枝剪定等の実施 【下水道河川局河川企画課】 <ul style="list-style-type: none"> 多くの区民に親しまれてきた、いたち川プロムナードの桜については、桜の病気や老朽化に伴い管理上やむを得ず伐採しました。いたち川プロムナードにおける桜の名所復活、さらにはGREEN×EXPO 2027の機運醸成に資する取組みとして、桜並木の再生を行います。 						
③桜並木の再生【道路局施設課】 以上の3点を実施することで、栄区の魅力である豊かな自然を次世代に継承し、「住みたい・住み続けたいまち」の実現を目指します。なお、本市財政状況を踏まえ、「みどり税」の活用や、「クラウドファンディング型ふるさと納税」により、財源確保の検討を行います。（みどり税の活用について：【みどり環境局戦略企画課】） 【概算額及び事業スケジュール】 ①R 7～9 【委託】樹木診断及び台帳整備（3か年×[]千円=[]千円） ②R 8～10 【委託】樹木診断結果に基づく整枝剪定等の実施（予算は樹木診断の結果を踏まえ、別途要求します） ③R 7～8 【委託】桜の新植（2か年×[]千円=[]千円）						
◇参考：区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課	下水道河川局河川事業課、下水道河川局河川企画課、道路局施設課、みどり環境局戦略企画課					

◆局回答内容

下水道河川局	河川事業課、河川企画課	
担当者名	上原、落合	TEL 671-2857

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>優先順位を明確化し、樹木の適切な維持管理を行います。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

道路局	施設課		
担当者名	平川、望月、中島	TEL	671-2786

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>詳細設計の内容を踏まえ、整備を行うための予算対応に向け調整します。（街路樹管理事業：施設課）</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

みどり環境局	戦略企画課		
担当者名	井上、千木良	TEL	671-2644

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>横浜みどり税を充当できる事業は、横浜みどりアップ計画に位置付けられた事業となっています。いたち川の桜並木のうち、街路樹として位置付けられている部分は、「街路樹による良好な景観づくり事業」の取組として、道路局と調整していきます。街路樹として位置付けられていない河川の樹木の再生は、横浜みどりアップ計画の位置づけがないため、横浜みどり税の活用には慎重な検討が必要です。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	栄区	総務課
担当者名	武内	TEL	894-8312
共通区	15区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区）		

提案種別	継続年数	新規
制度関連		

番号	項目
5	感震ブレーカー設置推進事業の見直し

◇地域の課題、基礎データ等

- ・横浜市では、防災計画上、通電火災を防ぐため感震ブレーカーの設置について、啓発及び対策の支援を行うこととしています。また、市民に在宅避難を呼びかけており、在宅避難のために、火災予防の取組は引き続き推し進めるべき課題です。
- ・これまで「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域が含まれる11行政区で、個人向けの感震ブレーカーの助成・取付支援及び自治会町内会向け感震ブレーカー設置推進補助事業が行われており、令和6年度から栄区を含め全区での自治会町内会向け感震ブレーカー設置推進補助事業が開始されました。
- ・現状、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域の市民にのみ、個人向けの感震ブレーカーの助成・取付支援を実施しており、対象地域ではない市民には、自治会・町内会・マンション管理組合が取りまとめたうえで、助成の申請をすることになっており、煩雑な作業を自治会・町内会等に強いています。その影響もあり自治会町内会向けの補助事業の利用は伸び悩んでいる状況があります。

【自治会町内会向け補助事業】

- ・実績（全市）：令和4年度125件、令和5年度124件
- ・補助要件：加入世帯10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること
- ・補助率：1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満は切捨て）

【個人向け助成事業】

- ・実績（全市）：令和4年度433件、令和5年696件
- ・対象者：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域にお住まいの世帯
- ・自己負担額：器具によって異なります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等
 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 ■ 7 関係団体からの要望
 □ 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

- ・自治会町内会としては、感震ブレーカーの取り付け希望者の取りまとめや一部費用の受渡しなど煩雑な作業があるため、利用しにくい。個人向けの感震ブレーカーの助成について、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域だけでなく、全市民向けに実施してほしいという要望を受けています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

現行の自治会町内会でとりまとめて申請してもらうことをご案内しています。

◇提案内容・概算額等

自治会町内会が取りまとめて申請する方法では、自治会町内会の負担が大きいため、自治会・町内会・マンション管理組合向けの感震ブレーカー助成を廃止し、個人向け感震ブレーカーの助成制度を18区への展開し、申請手続きを簡潔にすることで、利用者の増加を図ります。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	総務局地域防災課
------	----------

◆局回答内容

担当者名	総務局	地域防災課
	海野	TEL 671-3456

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>平成25年度から木造住宅密集地域限定で実施していた自治会等向けの感震ブレーカー購入費等の補助を令和6年度から全市域に拡大しました。自治会等がまとめて設置することで、通電火災を面的に予防できる効果が期待できますが、一方で「購入希望者のとりまとめの負担」や「手続きが煩雑で使いづらい」などの御意見をいただいています。 自治会等のとりまとめが不要で、個人で申し込める制度の対象地域を全市域に拡大を検討します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局		栄区	高齢・障害支援課					
	担当者名	山内	TEL	894-8415					
	共通区	15区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区）							
			継続年数	新規					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">提案種別</th> <td></td> </tr> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">制度関連</th> <td></td> </tr> </table>			提案種別		制度関連				
提案種別									
制度関連									
番号	項目								
6	高齢者支援における危機介入に係る区局による対応検討の推進								
◇地域の課題、基礎データ等									
<p>本市全体で、高齢化率、要介護認定率ともに増加しています。栄区はその中でも高齢化率が高く、とりわけ75歳以上割合が市内でも最も多く、相対的に援助、援護を要する高齢者が多い状況です。</p> <p>高齢者虐待（または疑い）や、8050世帯を含む家族間調整を要する世帯や、高齢者自身の安否確認を要する案件など、行政がかかる必要のある対象者も増加しています。</p> <p>【基礎データ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者数（令和6年3月末） <p>【栄区】37,259人（高齢化率30.8%）、うち75歳以上：23,567人（19.5%） 【本市】939,023人（高齢化率25%）、うち75歳以上：537,892人（14.3%）</p> 2 介護認定者数（令和5年3月末） <p>【栄区】第1号保険者数：37,517人、要介護認定数：7,099人、認定率：18.6% 【本市】第1号保険者数：934,278人、要介護認定数：183,433人、認定率：19.2%</p> 3 40歳～64歳のひきこもり調査（令和4年横浜市子ども、若者調査・市民生活実態調査） <ol style="list-style-type: none"> (1) 推計人数 平成29年度：約12,000人、令和4年度：約20,000人 (2) 同居人の有無 令和4年度91.1% →上記データからも8050世帯が増加傾向であることがうかがえます。 4 虐待対応件数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 栄区通報件数の推移 令和2年29件、令和3年36件、令和4年41件 (2) 本市通報件数の推移 令和2年816件、令和3年989件、令和4年1109件 									
◇地域ニーズ等の収集手段									
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）)									
◇区民からの具体的な要望									
<p>区民から寄せられる窓口における相談や、町内会等地域からも昨今、単身もしくは高齢者のみの世帯や8050世帯と思われる世帯の高齢者の生活や安否を心配する相談が増加しています。また、栄区は地域住民による見守り活動が特に盛んな地域もあり、地域住民の自主的な見守り活動の中で高齢者の生活や安否を心配する相談が寄せられることがあります。</p>									
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。									
<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者虐待対応では、原則、所管局の作成している「横浜市高齢者虐待防止マニュアル」を基に対応していますが、虐待通報時のより正確な状況把握のために、「栄区虐待インテークチェック表」を令和3年12月に、また高齢者虐待の初動対応の判断を補助するツールとして、「虐待判断時のポイント」を令和3年12月にそれぞれ作成し、区内における対応の整理と平準化を図ってきました。 2 区役所に寄せられる相談等の中には、虐待通報ではない高齢者自身の安否を心配する案件や、8050世帯等キーパーソンが不在、もしくは不明確な世帯の案件も多くなっています。特に区として危機介入の視点が必要な案件は、責任職を含めた対応は行っていますが、初動や実働の多くは、職員個々の判断とカンファレンス等で関係者の経験を踏まえながら対応する比重が多い状況です。 									
◇提案内容・概算額等									
<ol style="list-style-type: none"> 1 各区における、特に行政の危機介入（安否確認）として対応が必要なケースについて、対応事例の積み上げと共に洗い出し。 2 区役所が担うべき、リスクマネジメントにおいて求められる役割の洗い出しと整理。 3 上記1～2の確認、協議、検討の推進に当たり、区局による協議の場の設置を提案。（なお協議の場としては、の高齢・障害支援課長会議や高齢者支援担当課係長会議などの既存の会議体の活用も視野に入れ検討。） 4 区局の協議の場の成果物として、上記1における洗い出しを行った事例を事例集としてまとめ、2で洗い出しを行った区役所のリスクマネジメントに求められる役割を「対応における留意点」として盛り込み、区役所の実対応において活用できるようにし、18区における対応の底上げを目指します。 									
◇参考：区執行体制上の課題									
現行の体制で対応									
◇所管局									
所管局課	健康福祉局福祉保健課、高齢在宅支援課								

◆局回答内容

健康福祉局	福祉保健課・高齢在宅支援課		
担当者名	①高齢在宅支援 課：柏田、②福 祉保健課：竹上	TEL	①671-2405 ②671-3428

対応の有無	対応しない
対応する場合	<p>◇対応の内容</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>行政の危機介入の判断（安否確認）については、対象者の心身やサービスの利用状況、対象者をとりまく地域特性、社会資源の有無等、個別性が高く、専門職が個別のケースの状況に沿ってその都度、組織的に協議を行って支援方針を決定するものであると考えます。そのため、区局による協議の場で一般化し、リスクマネジメントにおいて求められる役割の洗い出しと整理することは困難であると考えます。</p> <p>また、日常業務の中で予防的な視点を持った危機管理や組織判断に基づく危機対応を主体的に行なうことは、専門職が主にQJTの中で身につけるべき能力（スキル）であると考えます。既に各区で行っている事例検討や事例の共有に加え、既存の課長会や係長会等を活用し、18区それぞれの対応事例や対応時に留意した点等を共有することは可能ですが、対応事例の積み上げと共通点の洗い出しのための事例集の作成は、区専門職の業務負担に対し、対応の底上げにつながる効果は少ないと考えます。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>上記「課題に対する局の考え方」に加え、事例集の作成については、効果が限定的であることに対し、検討会の開催や具体的な事例を集約するために各区専門職が事例様式を作成する必要が生じること等から、区局ともに業務増につながり、他業務に影響を及ぼす可能性があることが課題であると考えます。</p>